**令和８年（フ）第５４３３号**
大阪市住吉区南住吉１丁目22番19号　サンライズ住吉　702号
債務者　飯尾　心助
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　雄大
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**令和８年（フ）第２０９２号**
名古屋市熱田区二番２丁目20番２号　竹味マンション203号
債務者　黒岩　芳彦
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２１５６号**
名古屋市千種区神田町33番５号　大西ビル302号
債務者　髙田　宣明
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２３３７号**
名古屋市中川区万場５丁目904番地　グレースフル１Ｂ
債務者　日比　健治
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２３４６号**
名古屋市昭和区向山町１丁目50番地の５　メゾン・ド・スィート105号
債務者　菅原　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２３８４号**
名古屋市西区大野木１丁目244番地の１　レオパレスミキ205号
債務者　平居　翔太
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２５４２号**
愛知県尾張旭市向町１丁目11番地25　Ｐｒｏｍｅｎａｄｅ・Ｋ201号
債務者　森　亜寿沙
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第１５５６号**
埼玉県久喜市青毛２丁目５番地18　ＯＧＥＷＥＳＴ　101
債務者　兵庫三智子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１５６９号**
埼玉県川口市南前川２丁目８番10―303号　プラザ川口
債務者　田渕　真衣（旧姓橋本）
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１６８７号**
埼玉県志木市上宗岡二丁目18番２―401号
債務者　小林　亜美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第１６９６号**
埼玉県加須市花崎２丁目19番地８　パークシティ城山Ｃ―105
債務者　久保田美奈子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**令和８年（フ）第５１５号**
愛知県みよし市三好町中島91番地２　ベルコート201号
債務者　石橋　勇人
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第５３２号**
愛知県岡崎市大西町字棚田21番地32　フレグランスＴ＆Ｙ　101
債務者　吉田由加里
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第５４１号**
愛知県安城市大東町６番16号　市営住宅Ｄ―403
債務者　筒井　ロドリゴこと　ＴＵＴＵＩ　ＲＯＤＲＩＧＯ
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和８年（フ）第３３８号**
盛岡市上田三丁目３番26号　エヌハイム１―101号、前住所岩手県北上市九年橋三丁目18番45号　サンハイツ樫６号
債務者　臼澤　　学
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**令和８年（フ）第１５８３号**
埼玉県川口市大字安行吉蔵371番地　ガーデンヒルズＮＡＫＡＹＡＭＡ壱番館203号、旧住所さいたま市西区大字高木287番地１　エム・エー・ケー指扇202
債務者　髙野　愛実（旧姓福島）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係